

上越市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について令和7年11月4日（注：縦覧期間満了の日）まで市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和7年11月4日（注：縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和7年10月6日

上越市長 中川 幹太

1 上越市農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧期間

自 令和7年10月6日から
至 令和7年11月4日まで

2 上越市農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所

上越市役所農政課	上越市木田1丁目1番3号
安塚区総合事務所	上越市安塚区安塚722番地3
浦川原区総合事務所	上越市浦川原区釜淵5番地
大島区総合事務所	上越市大島区岡3320番地3
牧区総合事務所	上越市牧区柳島522番地
柿崎区総合事務所	上越市柿崎区柿崎6405番地
大潟区総合事務所	上越市大潟区土底浜1081番地1
頸城区総合事務所	上越市頸城区百間町636番地
吉川区総合事務所	上越市吉川区下町1126番地
中郷区総合事務所	上越市中郷区藤沢986番地1
板倉区総合事務所	上越市板倉区針722番地1
清里区総合事務所	上越市清里区荒牧18番地
三和区総合事務所	上越市三和区井ノ口444番地
名立区総合事務所	上越市名立区名立大町365番地1

3 意見書の提出、異議の申出

意見書の提出、異議の申出に当たっては、上越市農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所に備え付けの「上越市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」、「上越市農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について」によること。